魚津市告示第170号

魚津市6次産業化等推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月18日

魚津市長 村椿 晃

魚津市6次産業化等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。 以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市6次産業化等推進 事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定め るものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 農林漁業者等 農業者、林業者若しくは漁業者である個人、主に これらの者が組織する団体若しくは出資する団体、農業、林業若しくは 漁業を主たる事業とする法人又は農林水産物等を活用する団体及び商工 業者等をいう。
 - (2) 農林水産物等 市内で生産される農林水産物及びその生産又は加工に伴い二次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。
 - (3) 6次産業化 農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行うことにより、農林水産物等の価値を高めること、又はその加工若しくは販売の過程において新たな価値を生み出すことを目指す取組をいう。
 - (4) 農商工連携 農林漁業者等と商工業者等の異業種間で農林水産物等を有効活用するため、互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに連携して取り組むこと、又はその過程において地域の活性化につなげる取組をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、農林水産物等を使用して行う6次産業化を推進するため、 次の各号のいずれにも該当する農林漁業者等が行う6次産業化等推進事業 (以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において補 助金を交付するものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている個人又は市内に主たる事業所を有し継続的に事業を営んでいる法人若しくは団体
- (2) 納期限の到来した市税を完納している個人、法人又は団体(団体が任意団体である場合は、その構成員又は出資者である個人)

(交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付対象経費、補助率及び限度額は、別表に定めるとおり とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市6次産業化等推進事業 補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出 しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 事業計画位置図
 - (4) 見積書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 交付の申請は、事業実施年度において、1事業主体につき1申請とする。
- 3 農林漁業者等は、この補助金を受けて行った事業(魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱(平成30年魚津市告示第108号。以下「旧要綱」という。)による補助金を受けて行った事業を含む。)の実施状況が事業計画と乖離している場合には、第9条に規定する報告書(旧要綱第9条に規定する報告書を含む。)の提出期間中において、新たにこの補助金の交付を申請することができない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の 交付の可否を決定し、魚津市6次産業化等推進事業補助金交付(不交付) 決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

- 第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更(20%未満の変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難とな

- った場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 積極的に出展展示又は販売活動を行うよう努めなければならない。 (実績報告)
- 第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、魚津市6次産業化等推進事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
 - (1) 事業実績書(様式第6号)
 - (2) 収支決算書(様式第7号)
 - (3) 補助対象経費の支払を証する書類
 - (4) 事業実施の状況が分かる写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実施状況報告書)

第9条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年4月30日までに、魚津市6次産業化等推進事業実施状況報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿の整備)

第10条 規則第20条に規定する帳簿書類の保管期間は、事業完了後5年間と する。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。 (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条関係)

補助事業	対 象 経 費	補助率及び
		限度額
商品開発費•	資材購入費、加工品試作経費、パッ	対象経費の2
サービス費	ケージ試作経費、成分分析委託料、	分の1以内の
	機械器具借上料、機械購入費等	額とし、500千
販路開拓及び	マーケットリサーチ経費、テスト販	円を上限とす
販売促進活動	売経費、旅費、PRチラシ作成費、	る。
費	ホームページ作成費、出展負担金、	
	イベント等共同開催に要する経費	
施設整備費	施設建設費、設備購入費等	
その他	経営診断料、アドバイザー謝金等	

備考 国又は県から交付(予定を含む。)を受ける補助金の対象経費、人件費、食糧費、土地代及び対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額は、対象経費から除く。

年 月 日

魚津市長宛

申請者 住所又は所在地

魚津市

氏名又は名称及び代表者氏名

(電話番号)

年度魚津市6次產業化等推進事業補助金交付申請書

年度において魚津市6次産業化等推進事業を実施したいので、 魚津市6次産業化等推進事業補助金 円を交付されるよう魚津市補助金等交付規則第3条及び魚津市6次産業化等推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、交付要件を確認するため、関係する者に係る市税の完納要件について担当職員が調査・確認することを承諾します。

関係書類

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 事業計画位置図
- 4 見積書
- 5 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

項	目	ļ	为	容	
事業の	り目的				
事業	内容				
総事	業費	円		自己資金	円
補助事業	業に要す	円	内 訳	市補助金	円
る経費				その他	円
商品販売(予定)個		商品名:			
販売(音	予定)先				
	取組 年度	開発商品名	使用する農林水産物		製造数量 の増加率 (%)
開発商品の製:	事業実施年				
製造数量	1年目				

	2年目					
	9 年日					
	3年目					
開始生	F 月日		年	月	日	
完了年	F月日	年	月	目	予定	
その他						

収支予算書

1 収入の部

	区	分		予	算	額(円)	備	考
市	補	助	金					
	^	⇒ 1						
	合	計						

2 支出の部

経費区分	経費の具体的な内容	予 算 額(円)	備考
合 計			

様式第4号(第6条関係)

魚津市指令 第 号

住所 (所在地)

氏名 (団体名代表者氏名)

年度魚津市6次産業化等推進事業補助金交付(不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市6次産業化等推進事業補助金について魚津市6次産業化等推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長即

- 1 交付します。(交付しません。)
- 2 交付条件
 - (1) 事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更(20%未満の変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 積極的に出展展示又は販売活動を行うよう努めなければならない。
- (2 交付しない理由)

年 月 日

魚津市長宛

申請者 住所又は所在地

魚津市

氏名又は名称及び代表者氏名

(電話番号)

年度魚津市6次產業化等推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市6次産業化等推進事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市6次産業化等推進事業補助金について、魚津市補助金等交付規則第12条及び魚津市6次産業化等推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書(様式第6号)
- 2 収支決算書(様式第7号)
- 3 補助対象経費の支払を証する書類
- 4 事業実施の状況が分かる写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

事業実績書

項目		内	容	
事業の目	的			
事 業 内	容			
総 事 業	費	円	自己資金	円
対象経費		円	内 訳 市補助金	円
刈 豕 腔 貫		H	その他	円
商品販売 (予定)価格(P	月)	商品名:		
販売 (予定)	先			
開始年月日			年 月 日	
完了年月日			年 月 日 予定	
その他				

収支決算書

1 収入の部

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	備考
市 補 助 金			
<u></u> 습 計			

2 支出の部

経費区分	経費の 具体的な内容	予算額(円)	決算額(円)	備考
合 計				

魚津市長 宛

申請者 住所又は所在地

商号又は名称代表者氏名

魚津市6次産業化等推進事業実施状況報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた魚津市6次産業化等推進事業補助金について、魚津市6次産業化等推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業実施年度	年度
事業の内容	

1 年度の状況 (該当項目に○印)

補助事業の成	あり・なし				
	1	第1段階 商品販売に関する宣信	伝等を行	っている。	
商品の事業	2	第2段階 商品が1つ以上販売る	されてい	る。	
化の状況	3	第3段階 継続的に販売実績がる	あるが収	益はない。	
	4	第4段階 継続的に販売実績がる	あり収益	もある。	

2 販売状況や収支等

商品等の名称	販売数量・単価	販売額(円)

事業に使用した農林水産物の使用量について記載してください。

	17.13			_ · · · - -	
	取組 年度	開発商品名	使用する 農林水産物名	製造数量	製造数量 の増加率 (%)
	事業				
	実施年				
開 発 商	1 年目				
品の	-				
製造数量					
	2年目				
	3年目				

3	3 事業の今後の見通し等について記載してください。					
4			*** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	その理由を記載し		
				」の向上、異業種間 とてください。補助	_ ,	
	_			商品についても記		//